

第 1 6 4 6 島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和 6 年 3 月 27 日
自	13 時 30 分
至	15 時 45 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

（議決事項）

- 第38号 教育職員の任免発令式の一部改正について（学校企画課）
- 第39号 市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正について（学校企画課）
- 第40号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）
- 第41号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）
- 第42号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）
- 第43号 第5次島根県子ども読書活動推進計画（案）について（教育指導課・特別支援教育課・社会教育課）

—————以上原案のとおり議決

（報告事項）

- 第90号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）
- 第91号 令和5年度末市町村立学校の廃止及び令和6年度市町村立学校の設置について（学校企画課）
- 第92号 「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」における「養護教諭及び栄養教諭」に係る育成指標の追加について（学校企画課）
- 第93号 「学校管理職等育成プログラム」の改定について（学校企画課）
- 第94号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）
- 第95号 令和6年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）
- 第96号 令和6年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支

援教育課)

第97号 島根県立図書館運営方針及び活動計画(第2次)について(社会教育課)

第98号 令和5年度島根県青少年芸術文化表彰(知事表彰・第2期分)につい

て(社会教育課)

第99号 令和5年度島根県児童生徒学芸顕彰(教育長顕彰・第2期分)につい
て(社会教育課)

第100号 部活動によるスポーツの普及・強化のための西部・隠岐拠点校の指定
について(保健体育課)

—————以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第44号 令和7年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」の実
施について(学校企画課)

第45号 教育職員免許状の取上げ処分について(学校企画課)

第46号 令和6年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問につ
いて(教育指導課・特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第101号 令和6年度教育委員会事務局等職員定期人事異動(事務職員等関連
分)について(総務課)

第102号 令和6年春の叙勲内示について(総務課・保健体育課)

—————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者

【全議題出席】

野津教育長 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

【島根県教育委員会会議規則第5条第2項によるオンライン会議による出席】

黒川委員（公開議題のみ）

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高宮副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題
清水(慎)総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
池淵古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
笠柄学校企画課長調整監	公開議題
村上学校企画課調整監	公開議題、議決第44号、 議決第45号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課課長代理	途中退席
佐々木総務課課長補佐（人事法令）	全議題
原田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	6 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	11件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	原田 委員	

— 公 開 —

議決第38号 教育職員の任免発令式の一部改正について（学校企画課）

○笠柄学校企画課調整監 資料は1の1ページを御覧いただきたい。今回、市町村立学校教育職員の給料の調整額に係る発令についての改正である。給料の調整を行う対象は、具体的には特別支援学級担任、通級指導教室担当教員がこれに当たる。

1 改正の背景であるが、市町村立学校教育職員の給料の調整額について、発令する運用の状況から給与支払と人事で扱っている総合人事システムの間で不具合が生じている状況があった。具体的には、総務課においては、調整額支給の対象者を調査しており、調整した給与支払の手続を行っている。それとは別に、調整の対象となる者の人事上の発令、は教育事務所で行っている。確認したところ、総務課給料係の行っている手続には問題はなく、調整額支給の対象者には確実に支給がなされていたが、辞令上の発令の処理に不具合があつて、支給対象であるが辞令上発令がされていない者や、あるいは、支給対象ではなくなった者に対して発令がそのままなされているといった齟齬があることが分かった。この不具合を解消するため発令の運用を変更する必要がある、それに伴い任免発令式を一部改正することとしたところである。

2 改正の概要としては、給料調整に終期を付すこととしたいと思う。

3 改正内容は、1の2ページに、新旧対照表をお示ししている。調整額を給する際に、年度末、あるいは、任期満了の時点で終期を付し、総務課が行っていることと同じ手続で対象となる者については、年度ごと、任用開始ごとに発令を行うという形にしたい。

4 施行期日であるが、令和6年4月1日としており、今後のスケジュールは、教育委員会会議を経て3月31日に県報登載、4月1日に施行としたいと考えている。

———原案のとおり議決

議決第39号 市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正について（学校企画課）

○笠柄学校企画課調整監 資料は2の1をお願いします。

1 改正の理由であるが、今年度からの定年引上げ制度の導入に当たって、年度末に60歳を迎える事務リーダーについて、定年引上げ後の職名を一律「事務専門幹」とし、職務内容も新たに規定することに伴い、任免発令する事務職員の職として追加する必要があるためである。

2 改正の内容等であるが、(1) 新設の目的である。2点あり、1点目として、定年

引上げ後の給料月額が60歳時点の7割となることから、職務内容を指導的役割から支援的役割と変更し、給料との均衡を保持するというのが一つの目的である。2つ目としては、中堅層事務職員の事務リーダーへの昇任機会を確保し、組織の新陳代謝を図ることである。

(2) 改正後の職務の級と職名であるが、行政職1級から4級に変更はない。今回新設の事務専門幹を、行政職5級のところに加えている。

(3) 事務リーダーと事務専門幹の職の比較であるが、在職期間は、先ほど述べたように、60歳で一つ線が引かれる。主な職務内容については、どちらも所属校における職務を行うが、事務リーダーは事務グループ活動の運営・推進、グループ員の人材育成であるところ、事務専門幹は、グループの支援、グループ員の人材育成支援としている。これに伴い、米印1にあるように、市（町村）立小・中学校等管理規則の例を一部改正すること。それから、米印2として、事務リーダーから事務専門幹への異動の発令は、「変更」とすることと記載している。なお、60歳の時点で事務リーダー以外の職であった者については、事務専門幹への発令は行わず、定年引上げ後も60歳時点と同じ職名での勤務となる。

3 施行年月日は、令和6年4月1日としている。

2の2ページをお願いする。新旧対照表をお示ししている。事務専門幹を加えていくというところである。

———原案のとおり議決

議決第40号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○今岡総務課長 資料3の1ページをお願いする。議決第40号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について御説明する。

改正内容について、2の(1)から(3)の3点である。(1) 管理職手当区分の見直しに伴う改正については、前回3月12日のこの会議において御協議をいただき、高校生等について御了解いただいたところである。管理職手当の区分見直しについては、まず学級数で判断し、次に、学級数以外の困難性要件として、日本語指導が必要な児童生徒数、教職員数などを指標に判定をしている。こうした基準に基づき、令和6年度の区分見直しについて整理したところ、表のとおりとなっている。次に、(2) へき地学校等の統廃合に伴う規定の改定である。へき地に準ずる手当を支給しているへき地学校等のうち、特別の地域に所在する学校表に定めている奥出雲町立鳥上小学校を削るものである。これは、令和6年3月31日に鳥上小学校を廃止し、横田小学校に統合されることに伴うものである。また、(3) その他規定の整理等を行っている。

3 施行期日については、令和6年4月1日を考えている。

なお、この改正の新旧対照表については、次の3の2ページから3の6ページとなっている。また、(1)から(3)の3点については、人事委員会にも諮り、3月25日に了解が得られていることを申し添える。

———原案のとおり議決

議決第41号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）

○村上学校企画課調整監 資料の4の1を御覧いただきたい。教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について御説明する。

1 改正理由であるが、令和4年度に行われた国の法改正、この法改正というのは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正だったが、それに併せ、法令の規定を引用する県の規則にも一部改正を加える必要が生じたところである。

2 国の法令改正について2点ある。まず、1点目は、平成21年度から続けられてきた教員免許更新制が発展的解消をすることになった。発展的解消を目的として、令和4年4月及び6月に教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則などの一部改正が行われた。2点目は、同年、令和4年7月にも、特別支援学校教諭の専門性向上のため、免許状取得に必要な一部の科目の内容について拡充という形が行われたが、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、規定の整備をすることを目的に、これも教育職員免許法施行規則の一部改正が行われたところである。それに伴い、県の規則改正の概要を示している。これら、国の一連の法令改正により県の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行規則に引用条項のずれが生じたので、そこを修正させていただく。施行日については、(1) 令和4年5月及び6月の法令改正、既に施行となっているのでさかのぼるが、それらにより生じた改正については、公布の日から。(2)については、国の施行に合わせ令和6年4月1日からの施行とする。

———原案のとおり議決

議決第42号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○笠柄学校企画課調整監 資料5の1を御覧いただきたい。市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について御説明する。

1 改正理由は、地方自治法の一部改正に伴って会計年度任用職員への勤勉手当の支給

が可能となった。令和6年度から勤勉手当を支給するよう、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例が改正され、令和6年4月1日から施行されることになっている。これらに伴って、勤勉手当を支給する形にするために、この規則の改正を行うというところである。

2 改正する規則であるが、今お示ししているこの規則である。

3 改正内容については、勤勉手当支給の新設、その他規定の整理というところで、文言の整理や、人事委員会で定めている県職員の規則との整合性を図るといった形での整理を行っている。

公布日、施行日は、(1) 公布日を令和6年3月29日に予定をしており、施行日は令和6年4月1日としたいと考えている。

5の2のページから新旧対照表を示しており、主には、今の勤勉手当の支給に係る条文が入っているというところである。

5の9ページから5の12ページにかけて、支給対象者、人事評価期間、支給日、支給割合等に係る規定を新設している。

———原案のとおり議決

議決第43号 第5次島根県子ども読書活動推進計画（案）について（教育指導課・特別支援教育課・社会教育課）

○土江社会教育課長 資料の6の1ページをお願いする。議決第43号第5次島根県子ども読書活動推進計画（案）について御説明する。この計画については、昨年11月の教育委員会会議において素案を提示し、パブリックコメントを実施することなどを御説明し、御協議、御了解をいただいている。その後、経過にあるとおり、12月に県議会、総務委員会に素案を報告の上、パブリックコメントを実施、令和6年2月に令和5年度第3回島根県子ども読書活動推進会議において協議、今年8日に県議会、総務委員会にこの案を報告している。本日は、パブリックコメントの結果と、それらを盛り込んで加筆修正した計画（案）について概略を御説明する。

昨年12月15日から実施したパブリックコメントにおいては、13名、25件の御意見を頂戴した。その意見の内容とそれに対する県の考え方を6の2ページから6の11ページに記載している。個別の説明は省略するが、パブリックコメントの主な御意見としては、発達の段階に応じた読書活動、電子書籍やデジタル図書の導入、本に触れる場所や機会の充実、学校図書館に関するものがあつた。計画の大きな方向性に係る御意見はなかったので、頂

いた御意見などを反映させた計画（案）を、別冊資料のとおりまとめている。

今後は、この計画をより実効性のあるものにするため、市町村、学校、関係機関等へ周知し、積極的な取組を進めていただくよう働きかけを行うとともに、引き続き、連携、支援を行っていく。

○原田委員 推進計画（案）の11ページのところのバリアフリー図書で、拡大読書器とかリーディングトラッカーは当然そろえていらっしゃる、これは利用者が借りたいと言ったら借りられるものなのか。

○土江社会教育課長 機器の貸出し等については確認をしていない、お答えすることができない。図書自体は貸出し等の対応を行っている。

○原田委員 分かった。もう1点、30ページの5の子どもの発達の段階ごとの目指す方向性に、就学前、小中学生、高校生と書いてある。それで、その33ページのポンチ絵を見て、真ん中のところの目指す方向性のところで、就学前、小中学生、高校生と、同じ目指す方向性が書いてあるが、実は、高校生のところに、30ページは読解力から始まっていて、ポンチ絵のほうは、文章読解力、「文章」という言葉が入っている。読解力自体は文章を読んで意味を正しく把握するから、読解力で文章は分かるが、ポンチ絵で書いてあってここにはない、何か意味があるのか。個人的には、読解力で文章をというのは分かるが、文章がついていたらよりインパクトが強くて、しっかり訴える力があるのかなと思ったので、質問である。

○土江社会教育課長 30ページに、読解力の前に文章という言葉があったほうがよいという御意見だというふうに承った。子ども読書活動推進会議で協議をさせていただいているので、一度、関係者と相談をして、どういうふうにさせていただくかということを検討したい。

○原田委員 ポンチ絵と合わせてもらったらいいかなということで、取っても取らんでも。

○野津教育長 今の課長の答弁だと、今日は議決しないということか。議決案件で、報告ではない。

○土江社会教育課長 そうすると、できたら、この30ページの「読解力を養う」という言葉の方をそのままにさせていただき、33ページのほうは、参考資料というふうにさせていただければと思うが、いかがでしょうか。

○野津教育長 だということは、直さないといけない。この議決案件、後回しにするので、もう一度協議して、その結果報告していただきたい。

○土江社会教育課長 分かった。

○野津教育長 したがって、議決第43号については、本日の後ろの議題へ回させていただきます。

○野津教育長 それでは、いま一度、議決第43号の審議に戻る。再度説明していただきたい。

○土江社会教育課長 失礼した。第5次島根県子どもの読書活動推進計画（案）の30ページから33ページまでの差し替え資料をお手元にお配りしている。

まず、30ページの中ほど、5 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性の3つ目の丸、「高校生」に続いて「読解力を養うとともに」というふうにしていた部分を、「文章」を追加させていただいて、計画（案）とさせていただきたいと思う。

併せて、33ページは、目指す方向性の矢印の部分で、就学前の部分、読み上げるが、「保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、本に親しむ」というふうにあり、本に親しむ、のところが、先にお配りしていたものが、語句に誤りがあり、「本にに」というふうに記載していたので、正しく修正をしている。この30ページと33ページを差し替えして、計画（案）とさせていただきたい。

併せて、原田委員からの御質問のバリアフリー図書であるが、改めて確認をして、バリアフリー図書そのものについては貸出しを行っているが、リーディングトラッカー等の機器については、図書館内で利用していただくのみとしている。

———原案のとおり議決

報告第90号 島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について（総務課）

○今岡総務課長 資料の7ページをお願いします。報告第90号島根県教育委員会優秀指導者表彰の受賞者について御報告をする。

この表彰制度については、昨年度から開始したものであり、表彰の目的及び対象要件については、(1)及び(2)のとおりである。本日3月27日時点で、一覧のとおり11名の方を表彰しているが、このうち10名は11月7日のこの会議において御報告した方となっている。本日は、11月7日以降に受賞された1名について御紹介をする。

表の(2)に掲げている出雲高等学校 森山恭教諭については、指導された生徒が、令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクールにおいて文部科学大臣・総務大臣賞を表彰されたことにより表彰をしている。

———原案のとおり了承

報告第91号 令和5年度末市町村立学校の廃止及び令和6年度市町村立学校の設置について（学校企画課）

○笠柄学校企画課調整監 資料は8の1ページをお開きいただきたい。令和5年度末市町村立学校の廃止及び令和6年度市町村立学校の設置について御報告する。

1 令和5年度に廃止する学校の名称及び所在地であるが、小・中学校2校ずつであり、奥出雲町立鳥上小学校、浜田市立雲雀丘小学校、雲南市立海潮中学校、浜田市立第四中学校の4校が廃止となる。期日は令和6年3月31日をもってである。

2 令和6年度に設置される学校は、該当はない。

8の2をお開きいただいて、先ほど申し上げた学校がどういった形になるかというところだが、参考の1 統廃合の状況と書いてあるが、申し上げた4校については、そこにある右側の括弧で書いている学校に統合という形になる。

2 設置廃止による学校数の増減表である。

3 近年の学校数の推移をお示ししている。

○黒川委員 この統廃合に当たって、時間がかかったというか、何年ぐらいかけてこの統廃合にかかれたか。

○笠柄学校企画課調整監 個々の協議の年数については御報告いただいていないので、こちらでは把握をしてない。

○朋澤委員 当然地域の意向や保護者の意向が十分に精査されての統廃合というふうに理解してよろしいか。

○笠柄学校企画課調整監 各市町村においては、統廃合は非常に慎重に協議、検討を行っておられ、今委員がおっしゃったように、保護者の意向、地域の意向をしっかりと踏まえたものであると認識している。

○朋澤委員 私が思うのに、地域ビジョンと教育ビジョンは違うと思っており、地域の思いと、教育における子どもの在り方というのは、必ずしも一致しないかなという考えを持っている。県の中で子どもたちが少なくなり、学校の在り方が変わっていくのは当然だと思うので、このような運びにされるには、皆さんいろいろ御苦勞があったり、いろいろな思いも精査されながらであったことをお察しする。

———原案のとおり了承

報告第92号 「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」における「養護教諭及び栄養教諭」に係る育成指標の追加について（学校企画課）

○村上学校企画課調整監 9の1ページを御覧いただきたい。島根県公立学校教育職員人材育成基本方針における養護教諭及び栄養教諭に係る育成指標の追加について御報告する。

まず、これまでの経緯であるが、平成30年2月に島根県公立学校教育職員育成指標を策定し、その後、国の指針等を受け、昨年、令和5年3月に必要箇所を見直し、一部修正をしたところである。このたびは、養護教諭及び栄養教諭について新たに育成指標を追加したところだが、これは、学習指導要領の改訂、そのほか、国の指針改正、島根県教育課題等への対応等が必要であり、職務の特殊性や専門性に基づく人材を効果的に育成するため、その専門的領域に特化した育成指標を新たに明示することとした。

ここで、人材育成基本方針の改訂の資料、カラー印刷のものを御覧いただきたい。次の2枚後ぐらいでカラー刷りの14ページの資料としているので、併せて御覧いただきたい。このたび、見直し、変更したところを朱書きしている。

5ページを御覧いただきたい。ちょうど1年前のこの教育委員会会議で改定した育成指標であるが、この内容は、教諭等ということで「等」をつけている。養護教諭、栄養教諭にも適用した育成指標である。そのことに変わりはないが、この中の資質能力が①番から⑫番、小さくて分かりにくいと思う。表の左側の区分のところ、①から⑫番振っているが、⑥番を御覧いただきたい。ここが、いわゆる専門性に基づく内容を記した項目になっている。いわゆる教諭等ということで、教諭のいろいろな方を含んではいるが、内容が、授業を中心とした内容の指標となっている。ここの部分に関しては、養護教諭や栄養教諭というのは、そのほかのところの専門性に特化した内容が指標で必要であろうというところで、国の方針もそうであるが、そういったところで次のページを御覧いただきたい。6ページである。

このページが、その⑤番に合わせて養護教諭、栄養教諭に特化した専門性に基づく育成指標の追記したところの表である。養護教諭については、縦軸を見ていただくと分かるように、保健管理、健康相談、保健指導、保健室経営等、栄養教諭は食に関する指導の推進、学校給食の管理について、それぞれステージごとに育成指標を表している。その縦軸のところは、国の指針に沿った形でこちらも設定した。なお、この2つの追記に当たっては、養護教諭、栄養教諭の指導主事及び専門的領域に係る関係機関の方々による協議により、何回も協議を重ねて作成を進めてきた。国の指針及び本県の教育課題等に対応した改定となっているので、来年度以降、4月当初のところで全教育職員に通知することとして

いる。

○生越委員 このカラーページの7ページのところで、今の資質能力の①から⑫までであるが、⑦番だけ白抜きであるが、これは、何か特別な意図があるのか。それとも、単に色の問題だったら、資質能力の①から⑫としての意図であれば、同じ色がいいかなとは私は思ったが、どうか。

○村上学校企画課調整監 ⑦番のところか。

○生越委員 はい、ICTや情報の利活用のところだが、4ページのところで四角で囲ってあるところの①から⑫と対応するのか。特別に⑦番を特化して何かというのでなければ、白抜きだとちょっと分かりにくいかなと、私は個人的に感じたところである。

○村上学校企画課調整 この⑦番のポンチ絵は、このたびの改定のところと直接は関わってはいなかったが、7ページのポンチ絵の⑦のICTや情報の利活用だけ色が変わっているのは、国の方針でこの⑦番が独立した形ではなく、ほかの①番から⑫番との横のつながりの中で、そのICTを有効活用していくというところを示されたので、そこが分かるように色づけを変えてみたが、分かりにくくて申し訳ない。

○生越委員 分かった。

———原案のとおり了承

報告第93号 「学校管理職等育成プログラム」の改定について（学校企画課）

○村上学校企画課調整監 資料10ページを御覧いただきたい。学校管理職等育成プログラムの改定について御報告する。

まず、このたびの管理職等育成プログラムを改定した理由、2点ある。1つ目は、このプログラムを平成31年3月に改定して以降、学習指導要領改訂や国の指針改正等があったが、これらを踏まえた内容の見直しが必要となったことが1点目である。

2つ目は、近年の島根県における課題等を踏まえ、先ほども御報告した令和5年3月に学校管理職等の育成指標を改定したが、学校管理職等を対象とした研修に関して、新しい指標に見合った見直しが必要であったため、このたびの改定となった。

改定に当たっては、令和5年4月以降、今年度4月であるが、学校企画課及び島根県教育センターの研修担当者等を構成員とするワーキングチームでの協議を重ねて改定案を作成した。改定案のほう、先ほどと同じように、次のページからカラー刷りで10ページ分の資料としてつけているので、併せて御覧いただきたい。

改定のポイント、主に3点ある。1つ目は、管理職等として、校長及び副校長・教頭に併せ、主幹教諭を加えて定義づけたこと。2つ目は、管理職等に求められる資質能力等に関して、学び続ける姿、他者との連携・協働、危機管理、学習者中心の授業創造、カリキュラム・マネジメント、ICT活用など、教育を取り巻く状況の変化等を考慮してこのたび加筆修正している。具体的に申し上げますと、この資料の説明になるが、1ページ目から3ページ目にかけて、改定理由を踏まえ、主幹教諭を含めた形で管理職等に求められる資質能力を明記している。

なお、4ページ目の管理職に主幹教諭を含めた育成指標については、昨年、1年前である、前回の令和5年改定からの大きな変更はない。最後、ポイントの3つ目であるが、育成の狙いと具体的な研修について、改定済みの管理職等の育成指標及び教諭等の育成指標の内容を踏まえ、キャリアステージごとの研修を必要に応じて再整理したところである。

主な変更点は、資料の6ページ目である。学校経営ゼミに新たに校長を加えた。もう1つ目が9ページ目、キャリアステージごとの育成の狙いと具体的な研修が、より実態に即したものになっている点、ここが加筆修正のポイントである。

そのほか、細かいところになるが、小・中学校に併せて義務教育学校があるので、そういったところで表記の変更が幾つかあるが、実態に見合った改定となっている。4月以降、全教育職員に通知することとしている。

———原案のとおり了承

報告第94号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について（教育指導課）

○小林教育指導課長 資料11の1ページを御覧いただきたい。令和6年度公立高等学校入学者選抜について、第2次募集の選抜も終わり、最終的な合格状況が確定したので御報告をする。

まず、第2次募集の状況であるが、1のとおり、入学定員に満たない35校66学科で募集を行った。募集人員は、全日制964人、定時制207人、総数1,171人、出願者数は、全日制28人、定時制7人、合計35人であった。19日に実施された選抜のための検査には、全日制で27人、定時制で7人、合計34人が受検し、先週22日に合格発表を行った。合格者数は、全日制で21人、定時制で6人の合計27人であった。括弧内が昨年度の数値であるが、全日制においては、出願数、受検者数、合格者数ともに増加、定時制においては、いずれも減少をしている。これにより、最終合格者の状況を2の表にまとめている。

全日制では、定員5,043人に対して合格者総数が4,100人で、定員に対する充足率が0.81となった。これは、昨年度比0.06ポイント下降をしている。定時制では、定員360人に対して合格者総数が159人で、定員に対する充足率は0.44で、昨年度比0.05ポイント上昇をしている。トータルでは、定員に対する充足率が0.79で、昨年度比0.05ポイント下降をしている。

別紙の11の2ページには、各学校、学科別の合格者数についてまとめている。詳細についてはこちらを御覧いただきたい。

今年度実施の入学者選抜はこれで終了した。新型コロナウイルス感染症が5類に移行した中での入試となったが、各中学校や高校の教職員、受検した生徒、保護者の皆さんなど、多くの方々の御協力があり、無事終えることができた。御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

———原案のとおり了承

報告第95号 令和6年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○八束特別支援教育課長 12の1ページを御覧いただきたい。報告第95号令和6年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について御報告する。

特別支援学校の高等部の教科書採択については、9月の教育委員会会議でも小・中学校の採択と併せて報告したが、高等部のほうは、受検を経て新入生が決定するので、その一人一人の子どもに応じた教科用図書を選定する必要があったので、この時期に追加で新規採択をしている。その9月の教育委員会会議で報告させていただいた概要は、下にまとめているので、また御覧いただきたい。

今回、新規採択したものを御紹介すると、(1)学校教育法附則第9条による一般図書としているが、新たに1点採択している。一般図書は、以前御説明したとおり、一般の書店等で販売しているような図書を教科書として使用する場合であるが、今回、採択したこの1点は、小学校の英語等で使われているようなQRコードを読み取ると音声が出てくるといったものを採択している。

(2) 主として専門学科において開設される教科において使用する学校教育法附則第9条による一般図書を4点採択しているが、これは、いずれも盲学校の保健医療科のほうで使用する教科書となる。詳細については、12の2ページのほうに記載しているので御確認いただきたい。

また、資料にはないが、9月に報告をした小学部の採択において、文部科学省著作教科書視覚障害者用、これ点字版であるが、こちらの採択数を未定としていたが、その後、文部科学省から連絡を受け87点採択をしていることも併せて御報告する。

———原案のとおり了承

報告第96号 令和6年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（特別支援教育課）

○八束特別支援教育課長 13ページをお願いします。報告第96号、令和6年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御報告する。

今月の21日時点での状況であるが、卒業生は、全体で149名ということで、例年に比べ少し少ない人数になっている。そのうち進学された生徒が4.7%、7名、職業訓練に進まれた方が4.7%、7名、企業等への就職をされた方が34.9%、52名、障害福祉サービスのほうに進まれた方が49.7%、74名、未定の方が現在8名で、5.4%であった。今年度の特徴としては、進学、職業訓練が例年に比べ増加し、就職が減少している。しかし、この進学、職業訓練、就職、この数を合わせた数というのは、パーセンテージ的には少し高くなっている。就職先としては、卸売、小売業が12名で一番多く、次に製造業が9名、あと宿泊業、飲食・サービス業7名というのが順番である。これは例年と同じような傾向であった。

今年度は、近年あまり就職がなかった農業、金融業といったところへの就職があったというのが、珍しいことであった。未定の生徒が今8名いるが、4名については県外転出や、就職面接予定が、今あるというお子さんである。そのほか4名については、なかなか生徒の実態から現在就業に結びつけることが難しいという生徒である。特別支援学校の場合、卒業後3年間のアフターケアも行っているので、引き続き、この4名については就職やその他の進路先が見つかるよう支援していく。

○原田委員 近年、高等技術校に進学を取る生徒が増えてきている傾向があるが、この高等技術校に入学して卒業した子がどのような進路選択を取られたか分かるか。

○八束特別支援教育課長 まず、今回、職業訓練校として上がっている方7名おられるが、全て東部技術校の介護サービス科のほうに進んでおられる。近年卒業した方がどこに行ったかというのは、今ちょっと詳細には分からないが、介護の施設の補助的なところに行かれるとか、そういったところに行く子が数人いるということは聞いている。

○河上委員 先ほどの御説明では、未定の生徒さんについては3年間アフターケアがあっ

て支援されるということであるが、令和2年度もかなり多く、19名の生徒さんが未定でいらっちゃったというデータが出ている。3年後、それ以降については何の支援もされないということなのか。例えば、この19名の生徒さんは、どういった進路、就職、何か方向性など分かっているのか、学校側の把握状況等はどうか。

○八束特別支援教育課長 この19名の方というのは、3年間、毎年1年ごとに後追いをしている。今詳細の数字を覚えてないが、この19名も、かなり就職に結びついている。この年はコロナの影響があって、この時点でなかなか難しかったという方が多かったが、卒業のときに関係機関ともつなげるので、そういったところの援助も受けながら就職していくとか、福祉サービスに行くとか、そういった進路先を見つけているという状況である。

○河上委員 ぜひ、この支援の充実をお願いしたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第97号 島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）について（社会教育課）

○土江社会教育課長 報告第97号島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）について御説明する。資料14の1ページをお願いする。

この計画は、文部科学省の図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づく基本的な運営方針として、図書館自らが策定したものである。基準が平成24年に告示されてからは、第2次の運営方針及び活動計画となる。県立図書館という一地方機関の運営方針及び活動計画ではあるが、市町村や学校の図書館への支援、市町村図書館職員や学校司書への研修による人材育成や、市町村や大学の図書館等との資料の相互貸借の拠点など、県立図書館ならではの機能と責任を有しているので、今回報告をさせていただく。

2 策定の経過にあるとおり、島根県立図書館協議会の助言を受けるとともに、利用者や市町村図書館からのアンケート、パブリックコメントを実施した上で策定したものである。

3 計画の概要であるが、基本理念を県民一人一人が個性を発揮し社会の一員として自立する人づくりと、心豊かに暮らせる活力ある地域づくりに資する知の拠点として、(2)に記載のとおり、4つの基本目標を設定し、現状やこれまでの課題等を踏まえ、今後の取組の方向性や施策について上げている。主な取組を具体的に申し上げますと、県立図書館として特に地域の住民に一番身近なサービスを提供する市町村立図書館への支援や、多様な事業者への対応として、来館が困難な利用者や障がいのある方へのサービスの提供などに重

点的に取り組んでいくこととしている。

資料14の2から14の6ページにかけては、12月から1月に実施したパブリックコメントに寄せられた御意見の内容と、これに対する図書館の考え方を記載している。なお、この運営方針及び活動計画については、第5次島根県子ども読書活動推進計画とも整合性を取った内容としている。

○黒川委員 質問ではないが、この島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）の基本目標の中に、①②③④ある中で、図書館だけというよりかは、地域の協働とか、民間への協力というところのもっと外向けの推進という協力、協働の推進というところも何か一つあったほうがいい気がするが、どうなのか。

○土江社会教育課長 基本目標に外向けの協力体制とか推進という視点がもう一つあるとよいというふうな御意見というふうに承ったが、よろしいか。

○黒川委員 はい、そうである。

○土江社会教育課長 分かった。そうすると、図書館の運営方針、活動計画ということもあり、いただいた御意見を図書館のほうに伝えたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第98号 令和5年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について（社会教育課）

○土江社会教育課長 15ページをお願いします。報告第98号令和5年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第2期分）について御説明する。

1 趣旨のとおり、この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後、一層の活躍が期待される青少年等を表彰するものである・

2 表彰対象である。第1期分は、昨年12月の教育委員会会議において、11月までに受賞決定となったものを御報告したところだが、今回は、昨年12月以降から直近までに受賞決定となったものを御報告するものである。

3 受賞者は、2個人である。松江北高等学校3年の門脇早紀さんが、第77回全日本学生音楽コンクール全国大会声楽部門、高校の部において、第1位を受賞された。また、出雲市立大津小学校3年の涉千尋さんが、第69回青少年読書感想文全国コンクール、小学校中学年の部において、内閣総理大臣賞を受賞された。

4 表彰式については、おととい、3月25日に島根県庁において第1期分の受賞者とともに行われている。

○朋澤委員 この渉千尋さんの読書感想文は、新聞掲載とかあったのかもしれないが、今だったらどこを見たら見られるか。ネット掲載もあるか。

○土江社会教育課長 ネット掲載、新聞記事等については、把握をしていない。

○朋澤委員 とても昔でいうと、読書感想文コンクールみたいなので、1冊の本にまとまったような冊子のようなものができていたような気がするが、そういうものは今、県のほうではないか。あるいは、全国読書感想文コンクールで一つの冊子があったような気がするが、島根県だけではなく、全国的な冊子のようなものがあるか。

○土江社会教育課長 私の知識不足で把握をしていないので、大変申し訳ない。主催者等のところで、また確認をして情報を提供させていただきたいと思うが、よろしいか。

○朋澤委員 本当に、何か個人的な意見で申し訳ない。読書感想文が大好きなので、どれぐらいの感想文を書いたらこんな賞になるのか、すごく興味があったのと、小学生の中学年の部ということで、どんな本で書かれてこのように受賞されたのか、大変個人的な思いである。

———原案のとおり了承

報告第99号 令和5年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について（社会教育課）

○土江社会教育課長 16の1ページをお願いします。報告第99号令和5年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）について御説明する。

1 趣旨のとおり、この顕彰は、学術・文化活動において優秀な成果を収めた児童生徒等を顕彰するもので、こちらも、昨年12月の報告に続き、第2期分として御報告するものである。

顕彰対象は、2のとおりである。

3 受賞者は、今回、児童生徒が1団体・19個人の計20件。指導者は1個人である。次の16の2ページに受賞者の一覧を記載しているが、個別の説明は割愛させていただく。

16の1ページ、4 顕彰式については、昨日、26日にサンラポーむらくもにおいて実施している。

———原案のとおり了承

報告第100号 部活動によるスポーツの普及・強化のための西部・隠岐拠点校の指定について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料17ページをお願いします。報告第100号部活動によるスポーツの

普及・強化のための西部・隠岐拠点校の指定について説明する。

運動部活動に係る競技力向上等のための学校の指定制度については、昨年9月4日の教育委員会会議で、2030年開催予定の島根かみあり国スポに向けて開催年度末までの長期指定を行う島根かみあり国スポ強化指定校の報告をした。

これとは別に従来からの指定制度として、1 趣旨に記載のとおり、西部や隠岐地域におけるスポーツの普及による地域の活性化や子どもたちの部活動の場を継続して確保することを目的として、地域に根づいた競技や、その地域で比較的競技人口の多い競技が部活動として行われている県立高校を西部・隠岐拠点校として指定する制度を設けている。現在の指定は、令和5年度まで、今年度までであり、このたび、令和6年度からの指定を行った。

2 指定競技のとおり、この制度で指定する競技は、表のとおりである。網かけについては、後ほど説明する。

3 指定基準について、指定は島根県高等学校体育連盟から推薦のあった学校の中から、(1)及び(2)の基準に基づいて、環境生活部と県教育委員会が決定することとしている。その下になお書きで記載しているが、冒頭で触れた島根かみあり国スポ強化指定校に指定されている競技については、この指定の対象から除くこととしている。2の表で網かけがされている競技については、島根かみあり国スポ強化指定校の制度において、西部・隠岐地域の高校が既に指定されており、今回の西部・隠岐拠点校としての指定は該当なしということを示している。

4 指定期間について、この制度は3年を1期としており、今回の指定は令和6から8年度までとなる。

5 支援内容については、長期的な普及・強化活動が行えるよう、遠征費などの支援を行う。

6 指定校について、このたびは3競技で表に記載の高校を指定している。
———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時45分